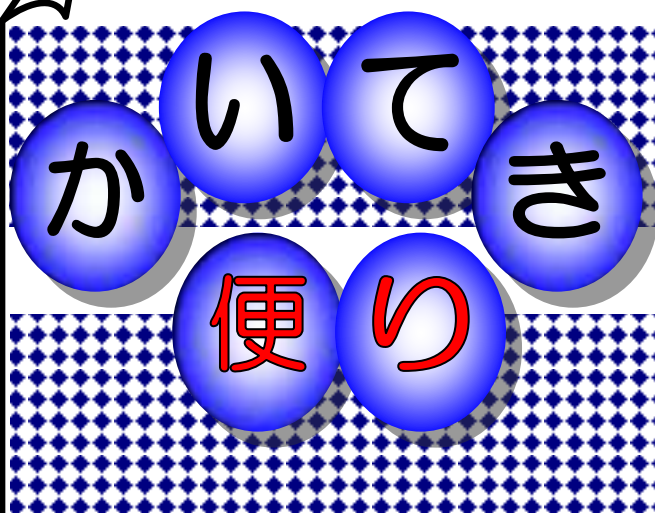


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX



令和 元年 8月 1日発行 第181号

○ お知らせ

- 「次世代介護機器の活用支援事業の事業計画書を募集します！」
- 「**締切迫る!**」福祉用具専門相談員指定講習会受講生を募集しています」
- 「介護サービス情報の公表」に係る報告(調査票の提出)のお願い」
- 「介護キャリア段位評価者(アセッサー)講習が開催されます！」
- 「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」(令和元年度第1期)の宣言事業所を募集しています！」
- 「令和元年度 訪問看護にかかる支援策について」
- 「訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所に対する個別経営相談会の募集を開始しました！」

お知らせ

○次世代介護機器の活用支援事業の事業計画書を募集します！

介護従業者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護環境の改善に資する次世代介護機器の導入に必要な経費の一部を補助します。

【補助内容】

	①補助率1/2事業	②補助率3/4事業
対象サービス	(介護保険法に定める) 居宅サービス・介護予防サービス・地域密着型サービス・介護保険施設	(介護保険法に定める) 介護保険施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護
対象機器	移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援	
補助基準額	1台あたり60万円	
補助率	1/2	3/4
限度台数	(施設・居住系サービス) 定員10名につき1台 (在宅系サービス) 定員20名につき1台	(施設・居住系サービス) 定員10名につき1台
条件	なし	①アドバンスセミナーへの原則参加 ②公開見学会等への協力

【申込受付期間】

令和元年7月16日(火曜日)から令和元年9月2日(月曜日)まで(必着)

【提出方法】

郵送にて、必要書類を提出してください。

【申請書類等】

東京都福祉保健局のホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisaku/jisedaikaigo/31jisedaigaiyou.html>

【お問合せ先】 計画課計画調整担当 TEL03-5320-4591

## ○ **締切迫る!! 「福祉用具専門相談員指定講習会」受講生を募集しています**

かいてき便り第179号(令和元年6月1日発行)でご案内しました標記講習会について、令和元年8月7日(水)まで受講生を募集しております。

募集締め切りが迫っておりますので、受講を希望される方は**公益財団法人東京都福祉保健財団**までお申し込みください。

福祉用具専門相談員指定講習会とは、福祉用具貸与・販売事業所等で福祉用具の選定・適合支援、点検、相談などの業務を行う「福祉用具専門相談員」を養成する講習会です。

### 1 内容

「介護保険制度」や「福祉用具専門相談員の役割」、「福祉用具に関する知識・技術」を含む50時間のカリキュラムを全て受講し、かつ修了評価(筆記により実施)において必要な知識・技術等の習得が十分であると認定された方に対し、福祉用具貸与・販売事業所に2名以上置かなければならないとされている「福祉用具専門相談員」としての修了証書及び修了証明書を交付します。

カリキュラム等の詳細内容については、東京都福祉保健財団ホームページ(下記アドレス参照)でご確認ください。なお、カリキュラムの編成は変更することがありますのでご了承願います。

### 2 受講対象

特別な受講資格等は必要ありません。福祉用具専門相談員として従事することを希望する方のほか、福祉用具を詳しく学びたい方、福祉分野への就職を希望される方など、どなたでも受講できます。

### 3 講習日程

令和元年8月21日(水)～23日(金)及び8月26日(月)～30日(金) <全8日間>  
9時30分～18時00分(初日9時15分からオリエンテーション)

開始、終了時間は、日によって多少異なります。カリキュラム等でご確認ください。

### 4 講習会場

公益財団法人東京都福祉保健財団 多目的室1  
(東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 19階)

### 5 定員

定員: 60名(先着順)

### 6 受講料

30,000円(テキスト代含む)

### 7 申込期間

令和元年5月7日(火)～8月7日(水)

### 8 申込方法

ホームページで申込書を入力し、必要事項記載の上、FAXでお送りください。

なお、郵送で申込みをご希望の場合は、記入後の申込書を封筒に入れるか、はがきに必要な項目を記載して、申込書の下段に記載する宛先へお送りください。

※ はがきでの申込みの場合は、「受講申込書」記載の個人情報の取り扱いについて同意、承諾されたものとさせていただきます。

### 【お問い合わせ】

カリキュラム及び申込書等の詳細は、公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページを参照してください。

[http://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k\\_shitei.html](http://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k_shitei.html)

公益財団法人東京都福祉保健財団福祉情報部福祉情報室地域支援担当

電話03-3344-8514 FAX03-3344-8594

## ○「介護サービス情報の公表」に係る報告(調査票の提出)のお願い

「介護サービス情報の公表」制度では、新規事業所及び前年度介護報酬実績額(消費税・利用者負担額を含む)が100万円を超える既存事業所については、毎年1回、介護サービス情報を都道府県知事に報告することが義務付けられております(介護保険法第115条の35)。

この度、東京都では、介護保険法施行令第37条の2第1項等に基づき、「令和元年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」を策定致しました。

これに基づき、東京都指定情報公表センターより報告対象事業所へ、7月31日付で「計画実施通知書」を送付致しました。

つきましては、東京都指定情報公表センターより順次送付致します「提出依頼通知」に基づき、各期限までに「介護サービス情報報告システム」による報告をお願い致します。

なお、今年度、訪問調査の対象事業所におかれましては、調査実施につきましても御協力をお願い致します。

調査票	基本情報	運営情報	事業所の特色
既存事業所	必須	必須	任意
新規事業所	必須	—	任意

※「事業所の特色」について

平成24年度の情報公表システムの見直しにより、従業員や利用者の特色に関する情報、定員の空き状況、写真や動画等を事業所の任意で公表できる枠組みがございます。公表している内容については随時更新が可能ですので、ご活用いただきますようお願い致します。

【報告方法及び公表内容のお問い合わせ先】

指定情報公表センター TEL03-3344-8630

【本制度のお問い合わせ先】

介護保険課介護保険担当 TEL03-5320-4291

## ○ 介護キャリア段位 評価者(アセッサー)講習が開催されます！

お知らせ

各介護事業所において、介護プロフェッショナルキャリア段位制度に取り組むためには、まず事業所内の介護職員を評価する「評価者(アセッサー)」候補者を選定し、その候補者がアセッサー講習を受講する必要があります。令和元年度評価者(アセッサー)講習は、現在第1期、第2期の受講者を募集しています。受講を希望される方はお早めにシルバーサービス振興会までお申し込みください。

早期にレベル認定評価に取り組んでいただくためには、第1期での受講をお勧めいたします。

なお、東京都介護職員キャリアパス導入促進事業(アセッサー講習受講支援事業費補助:アセッサー講習受講にかかる経費の補助)の交付申請書の提出については、改めて東京都福祉保健財団ホームページにてご案内させていただきます。

### 【申込受付期間】

- 第1期 7月2日(火) ~ 8月30日(金)
- 第2期 7月2日(火) ~ 10月31日(木)

### 【受講期間】

- 第1期 9月中旬~11月8日(金)
- 第2期 12月初旬~1月31日(金)

### 【受付方法】

介護プロフェッショナルキャリア段位制度専用ホームページよりお申し込みください。

<https://careprofessional.org/careproweb/jsp/>

### 【受講に係る費用】

22,810円(税込)

(内訳)

- ・受講料 19,980円(税込)
- ・講習指定テキスト代 2,700円(税込)
- ・払込取扱手数料 130円(税込)

### 【お問い合わせ】

一般社団法人シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部

電話 03-5402-4882

### 《介護キャリア段位制度とは?》

介護分野における実践的なキャリア・アップの仕組みとして、介護技術評価の全国共通のものさしにより、介護技術の「見える化」を促進し、現場で何が出来るかの実践的スキルの証明になることで、職員のやりがい等を引き出し、職員の定着と新規参入を促すものです。

## ○「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言」(令和元年度第1期)の宣言事業所を募集しています！

- 1 TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所を募集します(令和元年度第1期募集)  
TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所を以下の日程で募集しています。スタートアップセミナーを受講された事業者の皆様は、この機会にぜひご申請ください。(平成30年度以前に受講された事業者の方も申請していただけます！)

【申請期間】 令和元年6月3日(月)から8月30日(金)まで**必着**

【提出先】 (公財)東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉情報室 宣言情報公表担当あて  
〒163-0719 東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 19階

【申請方法】 スタートアップセミナーでお渡ししている「宣言申請の手引き」及び東京都福祉保健財団ホームページを参照の上、必要書類を東京都福祉保健財団へご提出ください。

(詳細は、東京都福祉保健財団ホームページを参照。

<http://www.fukushizaidan.jp/204sengen/shinsei.html>)

### 2 TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業

本事業は、働きやすい職場づくりに取り組むことを宣言する高齢・児童・障害分野等の事業所の情報を広く公表することで、人材の確保と定着を応援する制度です。

#### (1) 仕組み

働きやすさの指標となる項目を明示した「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組む事業所を「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所」として応援します。宣言事業所の情報は、書類審査・現地確認を行った上で、ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)で広く情報発信しています。

(ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)はこちら

<https://www.fukushijinza.metro.tokyo.jp/www/contents/1001000000001/index.html>)

#### (2) 宣言していただくこと…

宣言事業所に配付する宣言マークや公表通知書を活用して働きやすい職場づくりに取り組む事業所としてPRできるほか、働きやすい職場づくりに取り組むことで現任職員のモチベーションも向上し、人材の確保・定着につながります。



宣言マーク



公表通知書



宣言事業所用バナー

※ふくむすびの事業所ページへのリンクを設定できます。

### 3 その他

詳細は、下記のHPでご紹介しています。ぜひご覧ください。

【東京都福祉保健財団ホームページ】 <http://www.fukushizaidan.jp/204sengen/index.html>

【問合せ先】生活福祉部地域福祉課福祉人材対策推進担当 TEL 03-5320-4095



## ○ 令和元年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和元年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

## &lt;令和元年度 東京都訪問看護推進総合事業&gt;

	事業名	申請期限等												
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業(※1) (対象:A 課程、B 課程、分野:訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	原則、受験する対象分野にかかる教育課程入学試験日の20日前の日まで												
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	締切：9月30日(月) ※上記期限によらず、雇用する前に申請が必要です。												
	(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <研修代替職員確保への支援>	締切：9月30日(月)												
	(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業(※2) <産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>	原則、代替職員を任用しようとする20日前の日まで												
	(4) 新任訪問看護師(★)就労応援事業 ※補助金を活用するためには、実施事業者として選定される必要があります。(「募集要領」を確認ください。) ※一部(公社)東京都看護協会に委託して実施します。 ★ <u>新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。</u>	締切：8月28日(水) ※7月以降に訪問看護未経験者を雇用する場合は対象です。 (6月までに訪問看護未経験者を雇用した場合の応募は締切りました。)												
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	<b>申込受付中!</b> 各教育ステーションへ直接申込ください												
	「東京都訪問看護教育ステーション事業」 訪問看護ステーション看護職(管理者、指導者、新任訪問看護師)交流会の開催 このたび、東京都では、「東京都訪問看護教育ステーション事業」の一環として、訪問看護ステーションの看護職(管理者、指導者、新任訪問看護師)の方を対象とした交流会を開催しますので、是非ご参加ください。 【対象及び内容】													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>管理者 ※訪問看護ステーションでの管理者経験の浅いステーション管理者(管理者経験3年未満)</td> <td>訪問看護ステーションの管理者経験が浅い管理者が日々抱える、ステーション管理・運営に関わる悩み(経営・人材育成等)等に対して、経験豊富な訪問看護ステーション管理者から助言等を行うことに加え、管理者同士の交流を行います。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>指導者 ※訪問看護ステーションで職員育成に関わる訪問看護師(管理者を除く)</td> <td>指導者が日々直面している職員育成に当たったの悩み等に対して、指導経験豊富な訪問看護師からの助言等や指導者同士の交流を行います。</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>新任訪問看護師 ※訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師</td> <td>新任訪問看護師が日々の業務で抱える悩み等に対して、経験豊富な訪問看護師からの助言等や新任訪問看護師同士の交流を行います。</td> </tr> </tbody> </table>		対象	内容	ア	管理者 ※訪問看護ステーションでの管理者経験の浅いステーション管理者(管理者経験3年未満)	訪問看護ステーションの管理者経験が浅い管理者が日々抱える、ステーション管理・運営に関わる悩み(経営・人材育成等)等に対して、経験豊富な訪問看護ステーション管理者から助言等を行うことに加え、管理者同士の交流を行います。	イ	指導者 ※訪問看護ステーションで職員育成に関わる訪問看護師(管理者を除く)	指導者が日々直面している職員育成に当たったの悩み等に対して、指導経験豊富な訪問看護師からの助言等や指導者同士の交流を行います。	ウ	新任訪問看護師 ※訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師	新任訪問看護師が日々の業務で抱える悩み等に対して、経験豊富な訪問看護師からの助言等や新任訪問看護師同士の交流を行います。	
	対象	内容												
ア	管理者 ※訪問看護ステーションでの管理者経験の浅いステーション管理者(管理者経験3年未満)	訪問看護ステーションの管理者経験が浅い管理者が日々抱える、ステーション管理・運営に関わる悩み(経営・人材育成等)等に対して、経験豊富な訪問看護ステーション管理者から助言等を行うことに加え、管理者同士の交流を行います。												
イ	指導者 ※訪問看護ステーションで職員育成に関わる訪問看護師(管理者を除く)	指導者が日々直面している職員育成に当たったの悩み等に対して、指導経験豊富な訪問看護師からの助言等や指導者同士の交流を行います。												
ウ	新任訪問看護師 ※訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師	新任訪問看護師が日々の業務で抱える悩み等に対して、経験豊富な訪問看護師からの助言等や新任訪問看護師同士の交流を行います。												

【研修費】 無料

【お申込み方法】 「申込書」に必要事項をご記入の上、下記交流会実施教育ステーションへFAXで直接お申込みください。

その他詳細は、東京都ホームページをご覧ください。

【テーマ・開催日時等】

ア 管理者（実施者：訪問看護ステーションみけ）

【日時】 令和元年 8 月 21 日（水曜日）午後 6 時 30 分から午後 8 時 00 分まで

【場所】 訪問看護ステーションみけ（墨田区向島 2-10-5 第 5 安井ビル 1 階）

【テーマ】 「どうしてる？ステーション内の減災対策」

【締切】 令和元年 8 月 20 日（火曜日）17 時 【FAX】03-3626-2318

イ 指導者（実施者：訪問看護ステーションけせら）

【日時】 令和元年 8 月 30 日（金曜日）午後 6 時 30 分から午後 8 時 30 分まで

【場所】 文京シビックセンター4階会議室B（文京区春日 1-16-21）

【テーマ】 「新人の訪問看護師としての自己覚醒を引き出すには・・・」

【締切】 令和元年 8 月 27 日（火曜日） 【FAX】03-5840-6871

ウ 新任訪問看護師（実施者：千駄木訪問看護ステーション城北事業所）

【日時】 令和元年 9 月 20 日（金曜日）午後 6 時 30 分から午後 8 時 00 分まで

【場所】 千駄木訪問看護ステーション城北事業所 302 号室

（練馬区北町 8-37-22 第 5 相原ビル 202）

【テーマ】 「訪問看護の制度と報酬の基本を理解しよう」

【締切】 令和元年 9 月 17 日（火曜日） 【FAX】03-5922-774

上記の他、令和 2 年 2 月までに各対象ごと 2～4 回ずつ予定しています。

詳細は、決定次第、以下東京都ホームページ等でご案内します。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/houkankyouikukouryukai.html>

管理者指導者育成研修	実施時期未定
※（公財）東京都福祉保健財団に委託して実施します。	別途各ステーションへご案内いたします
訪問看護ステーション等事業開始等支援事業 （ 経営等に関する個別相談会 ）	別途、募集記事をご覧ください
訪問看護フェスティバルの開催	令和 2 年 2 月 11 日 東京都庁（予定） 詳細は別途ご案内いたします

（※1）認定看護師資格取得支援事業、及び（※2）訪問看護ステーション代替職員（研修及び産休等）確保支援事業＜産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援＞は、申請状況により期限を別に設定する場合があります。本事業の利用を検討する場合は、事前に東京都担当宛てにご相談ください。

【ホームページ】 東京都福祉保健局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業

（<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>）

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5320-4216 FAX03-5388-1395

東京都訪問看護推進総合事業

## ○ 訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所 に対する個別経営相談会の募集を開始しました！

お知らせ

東京都では、都における訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(以下、「訪問看護ステーション等」という。)の経営基盤の強化を支援することにより、訪問看護ステーション等の安定的な経営を推進し、もって在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図ることを目的として、都内訪問看護ステーション等に対する経営に関する個別相談会を下記のとおり行います。現在、申込みを受付けておりますのでぜひご応募ください！

※詳細は、東京都福祉保健局ホームページをご確認ください。

### 【対象者】

- ・都内訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の経営者・管理者・事務担当者の方
- ・訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の開業を検討している方

### 【開催日時・申込期限】

#### <第1弾>

日にち : 令和元年 **9月18日(水)**・**9月20日(金)**

申込期限 : 令和元年8月30日(金) 12時まで

#### <第2弾>

日にち : 令和元年 **11月13日(水)**・**11月15日(金)**

申込期限 : 令和元年10月18日(金) 12時まで

※時間:各回共通 10時00分 ~ 17時15分 / 各事業所 1時間

### 【東京都福祉保健局ホームページ】

高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業>訪問看護ステーションに対する個別経営相談会事業  
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/kobetousoudan.html>)

### 【問い合わせ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5320-4216